

仕 様 書

1 事業の趣旨

アルゼンチン香川県人会、パラグアイ香川県人会、ペルー香川県人会では、会員の世代交代が進み、本県への訪問の経験がない会員や日本語を十分に理解できない会員が増加しており、本県との繋がりが希薄化することが危惧されている。

そこで、主に来県経験のない若年層の県人子弟や学生を招へいし、本県の文化や芸術、産業等を学び、関係者や同世代との意見交換や交流会を行うことで相互理解を深め、今後の県人会活動や本県との交流、協力活動を担う人材を育成する。

2 招へい元

アルゼンチン共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国

3 実施日程

令和9年1月11日(月)から1月21日(木)または1月22日(金)まで(移動日を含む。)

4 参加人数

計5名(予定)

(内訳)

- ・招へい者 4名(内訳はアルゼンチン共和国1名、パラグアイ共和国2名(引率者1名を含む)、ペルー共和国1名とする。)
- ・県職員 1名

5 業務名

令和8年度南米交流次世代人材育成事業短期招へいに係る手配業務

6 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

7 委託業務の内容

(1) 航空券の手配

- ・受託者は、招へい者4名分の航空券を手配すること。なお、航空便については、(別紙)旅程表に指定する案1及び案2の便をそれぞれ見積ることとし、より安価な便を手配すること。
- ・燃油サーチャージ、その他諸費用・税を含むものとする。
- ・座席については、エコノミークラスとし、可能な限り座席指定に協力すること。
- ・無料受託手荷物は、1名あたり25kg以上を確保すること。

(2) 移動手段(借上車(ジャンボタクシー、マイクロバス等)、フェリー等)の手配

- ・受託者は、(別紙)旅程表で指定した区間について、(別紙)旅程表で指定した人数が乗車可能な借上車(ジャンボタクシー、マイクロバス等)を手配し、参加者の空港、ホテル、訪問先間の安全で円滑な移動を確保すること(借上車の手配、運転手の配置、駐車場料金、有料道路料金等の一切の経費を含む)。
- ・小豆島への移動(フェリー)は、招へい者4名、通訳1名の計5名分とする。
- ・なお、移動手段の手配の一部については、不要になる場合がある。

(3) 宿泊施設の手配

- ・受託者は、(別紙)旅程表のとおり、招へい者4名分の宿泊施設を手配すること。
- ・(別紙)旅程表に指定する旅程表案2について、1月13日(水)の宿泊地は成田空港周辺とし、空港・宿泊施設間の移動手段についても併せて確保すること。
- ・高松市内の宿泊地は、用務地への移動等を考慮し、香川県庁まで徒歩15分以内の施設とする。
- ・部屋は1人1部屋使用とすること。
- ・施設内で無料Wi-Fiが使用可能なこと。
- ・なお、宿泊施設の手配の一部については不要になる場合がある。

(4) スペイン語対応ガイドの手配

- ・受託者は、(別紙) 旅程表のとおり、スペイン語対応ガイドを手配すること。
- ・費用の観点から(公財) 香川県国際交流協会の通訳等ボランティア (<https://www.ipal.or.jp/tsuyaku/>) 等を利用し安価に手配すること。ボランティアへの支払上限(税込)は、半日(4時間程度)あたり2万円、1日(8時間程度)あたり4万円とする。ただし、受託者が手数料を徴することは妨げないこととする。
- ・なお、スペイン語対応ガイドの手配の一部については不要になる場合がある。

(5) 事業のサポート体制

- ・航空機の遅延や運休等、不測の事態が発生した場合は、迅速に委託者へ報告するとともに、必要に応じて予約の変更や代替便の手配等、適切な対応を行い、事業目的が達成される体制を確保すること。

8 特記事項等

- (1) 国際情勢の悪化等により、やむを得ず日程等の変更、または派遣を中止する場合がある。
- (2) (1) の場合におけるキャンセル料等、費用負担については、別途、委託者と受託者協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)のほか、(別記)「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者決定から実手配までの期間における航空券等の費用高騰の価格差は受託者の負担とし、入札時に提示した見積金額を超過した請求は認めない。ただし、委託者の責めに帰すべき事由がある場合、または委託者の指示による変更が生じた場合はこの限りではない。(高騰リスクを見込んで見積ること。)
なお、発券に必要なパスポート情報は、受託者決定後、委託者から遅滞なく提供する。
- (5) 受託者は、滞在中の食事手配、視察における施設等の入場券等の購入、ならびに県民交流事業に使用する食材および会議室の手配を行うものとする。なお、これらに要する費用については、別途提出を求める見積に基づき決定するものとする。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項については、別途委託者と協議のうえ決定する。

9 成果物

(1) 納入内容

業務実施結果についての成果報告書

(2) 納入期限

令和9年3月12日(金)

(3) 納入場所

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部知事公室国際課(県庁本館10階)

電話番号 087-832-3027

FAX 087-837-4289

案 1

(別紙) 旅程表

	日程	曜日	時間	交通	参加者	人数	スケジュール	ガイド手配	宿泊
1	1月11日	月			招へい者 招へい者 招へい者 招へい者	1名 2名 1名 3名	LH511 プエノスアイレス17:45- (機内) LA1305 アスンシオン13:15-サンパウロ15:25 LA8005 リマ9:25-サンパウロ16:35 LH507 サンパウロ18:45- (機内)	不要	機内泊
2	1月12日	火			招へい者	4名	/-フランクフルト11:00 (LH511) /-フランクフルト10:15 (LH507) LH716 フランクフルト14:00- (機内)	不要	機内泊
3	1月13日	水	14:30-20:00	ジャンボタクシー	招へい者 招へい者、県職員	4名 5名	/-羽田 10:45 NH997 羽田13:35-高松14:55 高松市内移動【約30km】	不要	高松市内 4名
4	1月14日	木	8:30-18:00	ジャンボタクシー	招へい者、県職員、ガイド	6名	高松市内移動【約30km】	1 日	高松市内 4名
5	1月15日	金	8:02-9:02 9:00-16:00 15:45-16:45	フェリー ジャンボタクシー フェリー	招へい者、ガイド 招へい者、県職員、ガイド 招へい者、ガイド	5名 6名 5名	8:02高松港発 9:02土庄港着 小豆島内【約40km】 15:45土庄港発 16:45高松港着	1 日	高松市内 4名
6	1月16日	土	9:00-18:00	マイクロバス	招へい者、県職員、ガイド他	12名	丸亀市等【約100km】	1 日	高松市内 4名
7	1月17日	日					県民交流事業	1 日	高松市内 4名
8	1月18日	月	9:00-18:00	マイクロバス	招へい者、県職員、ガイド他	10名	琴平町等【約100km】	1 日	高松市内 4名
9	1月19日	火					(予備日)	1 日	高松市内 4名
10	1月20日	水	7:00-9:00	ジャンボタクシー	招へい者、県職員 招へい者 招へい者 招へい者 招へい者	5名 4名 4名 1名 3名	高松市内移動【約30km】 NH534 高松9:20-羽田10:35 LH717 羽田12:35-フランクフルト19:00 LH510 フランクフルト22:05- (機内) LH506 フランクフルト21:55- (機内)	不要	機内泊
11	1月21日	木			招へい者 招へい者	2名 1名	/-プエノスアイレス07:55 (LH510) /-サンパウロ06:00 (LH506) LA1300 サンパウロ08:25-アスンシオン10:35 LA8040 サンパウロ19:15-リマ22:25	不要	

※空港送迎時の借上車は、4 名分のスーツケース（80L）が収納可能なものとする。

案 2

(別紙) 旅程表

	日程	曜日	時間	交通	参加者	人数	スケジュール	ガイド手配	宿泊
1	1月11日	月			招へい者 招へい者 招へい者	1名 2名 1名	LA8023 プエノスアイレス17:00-サンパウロ19:50 LA1301 アスンシオン19:00-サンパウロ21:10 LA8099 リマ13:05-サンパウロ20:05	不要	機内泊
2	1月12日	火			招へい者	4名	EK262 サンパウロ01:30-ドバイ22:35	不要	機内泊
3	1月13日	水			招へい者	4名	EK318 ドバイ02:55-成田17:20	不要	成田空港周辺 4名
4	1月14日	木	8:30-18:00	ジャンボタクシー	招へい者、県職員、ガイド	4名 6名	GK449 成田07:20-高松08:55 高松市内移動【約30km】	1 日	高松市内 4名
5	1月15日	金	9:00-16:00	フェリー ジャンボタクシー フェリー	招へい者、ガイド 招へい者、県職員、ガイド 招へい者、ガイド	5名 6名 5名	8:02高松港発 9:02土庄港着 小豆島内【約40km】 15:45土庄港発 16:45高松港着	1 日	高松市内 4名
6	1月16日	土	9:00-18:00	マイクロバス	招へい者、県職員、ガイド他	12名	丸亀市等【約100km】	1 日	高松市内 4名
7	1月17日	日					県民交流事業	1 日	高松市内 4名
8	1月18日	月	9:00-18:00	マイクロバス	招へい者、県職員、ガイド他	10名	琴平町等【約100km】	1 日	高松市内 4名
9	1月19日	火					(予備日)	1 日	高松市内 4名
10	1月20日	水	9:00-20:00	ジャンボタクシー	招へい者、県職員 招へい者	5名 4名	高松市内移動【約30km】 JL486 高松20:35-羽田21:55	不要	機内泊
11	1月21日	木			招へい者 招へい者 招へい者 招へい者 招へい者	4名 4名 1名 2名 1名	EK313 羽田00:05-ドバイ06:55 EK261 ドバイ09:05-サンパウロ17:35 LA8130 サンパウロ22:15- (機内) LA1302 サンパウロ22:50- (機内) LA8122 サンパウロ21:25- (機内)	不要	機内泊
12	1月22日	金					/-プエノスアイレス01:15 (LA8130) /-アスンシオン01:00 (LA1302) /-リマ00:35 (LA8122)	不要	

※空港送迎時の借上車は、4 名分のスーツケース（80L）が収納可能なものとする。

（別記）個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）の管理体制・実施体制を定め、甲に書面（参考様式1）で報告しなければならない。

また、乙は、前項の責任者及び従事者を変更する場合は、甲に書面（参考様式2）で報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第5 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

（取得の制限）

第6 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（従事者の監督）

第7 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(作業場所の指定等)

第10 乙は、この契約による事務の処理について、甲の庁舎内において甲の開庁時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(資料等の運搬)

第11 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第12 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(遵守状況の報告)

第13 乙は、契約内容の遵守状況について、定期的に又は甲の求めに応じて、個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(監査等)

第14 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、乙

及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、この目的を達するため、乙に対して必要な資料の提出を求め、又はこの契約による業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

（資料等の返還等）

第 15 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。

- 2 乙は、個人情報を消去又は廃棄をしたときは、甲に完全に消去又は廃棄をした旨を証する書面（参考様式 3）を速やかに提出しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 16 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 17 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

参考様式 1（第 4 関係）

個人情報の管理体制等報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

令和 8 年度南米交流次世代人材育成事業短期招へいに係る手配業務委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式2（第4関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

令和8年度南米交流次世代人材育成事業短期招へいに係る手配業務委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式 3（第 15 関係）

年 月 日

個人情報記録された電子情報の消去・廃棄について

香川県知事 殿

受託者名 住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

令和 8 年度南米交流次世代人材育成事業短期招へいに係る手配業務委託業務「個人情報取扱特記事項 第 15」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去・廃棄をしたことを報告します。